

平成 17 年第 1 回大仙市議会臨時会会議録第 2 号

平成 17 年 3 月 29 日（火曜日）

議 事 日 程 第 2 号

平成 17 年 3 月 29 日（火曜日）午前 10 時開議

- | | | | |
|-----|---------|---|---------------|
| 第 1 | 報告第 1 号 | 専決処分報告について（大仙市役所設置条例ほか 341 件の条例の制定） | （説明・質疑・討論・表決） |
| 第 2 | 報告第 2 号 | 専決処分報告について（平成 16 年度大仙市一般会計暫定予算ほか 24 件の暫定予算） | （説明・質疑・討論・表決） |
| 第 3 | 報告第 3 号 | 専決処分報告について（大仙市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託） | （説明・質疑・討論・表決） |
| 第 4 | 報告第 4 号 | 専決処分報告について（大仙市と角館町外二か町村公衆衛生施設組合の一般廃棄物の処理に係る事務の委託） | （説明・質疑・討論・表決） |
| 第 5 | 報告第 5 号 | 専決処分報告について（大仙市と大曲仙北広域市町村圏組合との間の大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の使用許可及び使用料の徴収に関する事務の委託） | （説明・質疑・討論・表決） |
| 第 6 | 報告第 6 号 | 専決処分報告について（秋田県農業信用基金協会の会員になること） | （説明・質疑・討論・表決） |
| 第 7 | 報告第 7 号 | 専決処分報告について（大仙市の指定金融機関の指定） | （説明・質疑・討論・表決） |
| 第 8 | 報告第 8 号 | 専決処分報告について（町及び字の名称の変更） | （説明・質疑・討論・表決） |
| 第 9 | 報告第 9 号 | 専決処分報告について（大仙市が保育を実施する児童に美郷町立保育所を使用させることについての大仙市と美郷町との間における協議） | （説明・質疑・討論・表決） |

- 第 1 0 報告第 1 0 号 専決処分報告について（大仙市が保育を実施する児童に角館町立保育所を使用させることについての大仙市と角館町との間における協議）（説明・質疑・討論・表決）
- 第 1 1 報告第 1 1 号 専決処分報告について（大仙市が保育を実施する児童に田沢湖町立保育所を使用させることについての大仙市と田沢湖町との間における協議）（説明・質疑・討論・表決）
- 第 1 2 報告第 1 2 号 専決処分報告について（秋田市が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることについて秋田市と大仙市との間における協議）（説明・質疑・討論・表決）
- 第 1 3 報告第 1 3 号 専決処分報告について（美郷町が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることについて美郷町と大仙市との間における協議）（説明・質疑・討論・表決）
- 第 1 4 報告第 1 4 号 専決処分報告について（大森町が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることについて大森町と大仙市との間における協議）（説明・質疑・討論・表決）
- 第 1 5 報告第 1 5 号 専決処分報告について（平成 1 6 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入）（説明・質疑・討論・表決）
- 第 1 6 議案第 5 号 平成 1 7 年度大仙市一般会計暫定予算（説明・質疑・討論・表決）
- 第 1 7 議案第 6 号 平成 1 7 年度大仙市国民健康保険事業特別会計暫定予算（説明・質疑・討論・表決）
- 第 1 8 議案第 7 号 平成 1 7 年度大仙市老人保健特別会計暫定予算（説明・質疑・討論・表決）
- 第 1 9 議案第 8 号 平成 1 7 年度大仙市土地区画整理事業特別会計暫定予算（説明・質疑・討論・表決）
- 第 2 0 議案第 9 号 平成 1 7 年度大仙市学校給食事業特別会計暫定予算（説明・質疑・討論・表決）
- 第 2 1 議案第 1 0 号 平成 1 7 年度大仙市奨学資金特別会計暫定予算（説明・質疑・討論・表決）

- 第 2 2 議案第 1 1 号 平成 1 7 年度大仙市宅地造成事業特別会計暫定予算
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 1 2 号 平成 1 7 年度大仙市簡易水道事業特別会計暫定予算
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 議案第 1 3 号 平成 1 7 年度大仙市公共下水道事業特別会計暫定予算
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 2 5 議案第 1 4 号 平成 1 7 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 2 6 議案第 1 5 号 平成 1 7 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計暫定予算
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 2 7 議案第 1 6 号 平成 1 7 年度大仙市農業集落排水事業特別会計暫定予算
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 2 8 議案第 1 7 号 平成 1 7 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計
暫定予算 (説明・質疑・討論・表決)
- 第 2 9 議案第 1 8 号 平成 1 7 年度大仙市老人保健施設介護サービス事業特別会計暫定
予算 (説明・質疑・討論・表決)
- 第 3 0 議案第 1 9 号 平成 1 7 年度大仙市介護老人デイサービス事業特別会計暫定予算
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 3 1 議案第 2 0 号 平成 1 7 年度大仙市スキー場事業特別会計暫定予算
(説明・質疑・討論・表決)

出席議員 (1 3 3 人)

1 番 藤 田 和 久	2 番 佐 藤 文 子	3 番 小 山 誠 治
4 番 高 松 昭 一	5 番 田 中 孝 悦	6 番 今 野 鴻 業
7 番 佐々木 昌 志	8 番 佐 藤 耕 悦	9 番 安 部 寛 治
1 0 番 小 松 一 義	1 1 番 渡 邊 秀 俊	1 2 番 進 藤 聆 爾
1 3 番 川 原 誠 徳	1 4 番 佐々木 金 治	1 5 番 佐 藤 勝 美
1 6 番 高 橋 照 雄	1 7 番 菊 地 喜代司	1 8 番 高 見 清 俊
1 9 番 杉 澤 千恵子	2 0 番 仲 村 力 夫	2 1 番 北 村 稔
2 2 番 児 玉 裕 一	2 3 番 鈴 木 三 男	2 4 番 竹 原 弘 治

2 5 番	伊 藤 晴 敏	2 6 番	加 藤 博 康	2 7 番	千 葉 次 郎
2 8 番	三 浦 一 夫	2 9 番	加 藤 弥	3 0 番	鈴 木 清 司
3 1 番	佐々木 秀 治	3 2 番	高 橋 恵五郎	3 3 番	伊 藤 長 一
3 4 番	伊 藤 祐 耕	3 5 番	佐々木 清二郎	3 6 番	高 橋 喜 悦
3 7 番	菊 地 幸 悦	3 8 番	齊 藤 正 俊	3 9 番	佐 藤 孝 次
4 0 番	山 崎 栄 一	4 1 番	黒 川 正 義	4 2 番	大 野 忠 夫
4 3 番	伊 藤 晴 通	4 4 番	田 村 一 郎	4 5 番	千 葉 友 悦
4 6 番	千 葉 健	4 7 番	豊 嶋 明	4 8 番	小笠原 悌二郎
4 9 番	大 野 清 昭	5 0 番	佐 藤 隆 盛	5 1 番	高 橋 清之助
5 2 番	鈴 木 長 生	5 3 番	伊 藤 行 雄	5 4 番	佐々木 恒 男
5 5 番	大 坂 義 徳	5 6 番	熊 澤 龍 雄	5 7 番	藤 嶋 次 男
5 8 番	能 味 埜 一	5 9 番	武 藤 清	6 0 番	田 中 喜一郎
6 1 番	鎌 田 正	6 2 番	三 浦 泰 治	6 3 番	高 橋 篤 朗
6 4 番	鈴 木 静 男	6 5 番	工 藤 修	6 6 番	進 藤 文五郎
6 7 番	土 井 文 夫	6 8 番	川 原 忠 夫	6 9 番	福 原 信 男
7 1 番	亀 井 義 信	7 2 番	佐 藤 泰 久	7 3 番	藤 谷 一 誠
7 4 番	大 坂 猛 夫	7 5 番	鈴 木 勝 博	7 6 番	高 橋 敏 英
7 7 番	畦 田 健	7 8 番	佐々木 十三夫	7 9 番	小 松 栄 治
8 0 番	佐々木 與 一	8 1 番	戸 堀 實	8 2 番	富 岡 弘
8 3 番	今 野 智	8 4 番	加 藤 正 治	8 6 番	鈴 木 誠 一
8 7 番	小 松 悦 歩	8 8 番	本 多 良 典	8 9 番	伊 藤 清
9 0 番	佐 藤 芳 雄	9 1 番	高 橋 孝 夫	9 2 番	鈴 木 孝 篤
9 3 番	加 藤 勲	9 4 番	今 野 篤	9 5 番	佐 藤 一
9 6 番	後 藤 昌 伸	9 7 番	大 橋 秀	9 8 番	藤 田 君 雄
9 9 番	小 山 緑 郎	1 0 0 番	橋 本 五 郎	1 0 1 番	茂 木 隆
1 0 2 番	大 山 茂	1 0 3 番	大 山 利 吉	1 0 4 番	出 原 武 郎
1 0 5 番	門 脇 茂 雄	1 0 6 番	佐々木 圭 一	1 0 7 番	佐 藤 清 吉
1 0 8 番	佐々木 忠 雄	1 0 9 番	小山田 ト シ	1 1 0 番	小 松 重 文
1 1 1 番	信 田 勇 一	1 1 2 番	三 浦 孝 一	1 1 3 番	加 藤 孝 悦
1 1 4 番	高 橋 一 志	1 1 5 番	原 則 雄	1 1 6 番	長 澤 春 男

1 1 7 番	高 橋 幸 晴	1 1 8 番	菅原 長左衛門	1 1 9 番	佐々木 公 憲
1 2 1 番	草 薨 忠 誠	1 2 2 番	斉 藤 博 幸	1 2 3 番	鈴 木 辰 美
1 2 4 番	大 河 昇	1 2 5 番	松 本 博	1 2 6 番	鈴 木 馨
1 2 7 番	鈴 木 隆太郎	1 2 8 番	岡 田 博 介	1 2 9 番	三 浦 圭 光
1 3 0 番	高 貝 昌 伸	1 3 1 番	長 沢 典 雄	1 3 2 番	斎 藤 幸 巳
1 3 3 番	小 柳 悦 朗	1 3 4 番	門 脇 一 男	1 3 5 番	高 橋 長一郎
1 3 6 番	佐々木 洋 一				

欠席議員（３人）

7 0 番	伊 藤 克 輝	8 5 番	小 西 郁 雄	1 2 0 番	木 元 正一郎
-------	---------	-------	---------	---------	---------

説明のため出席した者

市長職務執行者	今 野 正 彬	教 育 長	笹 元 嘉 辰
総 務 部 長	久 米 正 雄	企 画 部 長	佐々木 正 広
市民生活部長	高 橋 源 一	健康福祉部長	根 本 正 進
農林商工部長	金 正 行	建 設 部 長	鎌 田 栄 治
病院事務長	高 橋 大 樹	水 道 局 長	田 口 良 邦
国体準備事務局長	中 嶋 喜代博	教 育 次 長	相 馬 義 雄
教 育 次 長	毛 利 博 信	大曲総合支所長	川 越 貞 友
神岡総合支所長	鈴 木 三 郎	西仙北総合支所長	佐 藤 主 憲
中仙総合支所長	大 野 繁	協和総合支所長	武 藤 芳 和
南外総合支所長	佐々木 宏	仙北総合支所長	藤 肥 康 弘
太田総合支所長	金 谷 道 男	総務部庶務課長	元 吉 峯 夫
総務部財政課長	小 林 幸 悦	企画部総合政策課長	小 松 辰 巳

議会事務局職員出席者

局 長	田 口 誠 一	主 幹	齊 藤 茂
副 参 事	高 橋 薫	副 主 幹	鈴 木 康 悦
副 主 幹	伊 藤 雅 裕	主 席 主 査	加 藤 博 勝
主 席 主 査	佐々木 孝 雄	主 査	佐 藤 マ キ

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（加藤 勲君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、70 番伊藤克輝君、85 番小西郁雄君、120 番木元正一郎君であります。

遅刻の連絡のあったのは、111 番信田勇一君であります。

○議長（加藤 勲君） 本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（加藤 勲君） 日程第1、報告第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 報告第1号の専決処分報告についてご説明申し上げます。

本件は、合併協議の内容を反映させ、大仙市役所設置条例など法定により必ず制定しなければならないものや大仙市情報公開条例など、市民の権利・利益を保護するために必要なもの、また、公の施設等の設置に関するもの並びに行政財産使用料徴収条例など、合併関係市町村が同様の制度を持つ事務事業で新市において統合する必要があるものなど、合計で342件の条例について報告記載のとおり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上、報告第1号の専決処分報告についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に79番小松栄治君。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 02 分 休 憩

午前 10 時 03 分 再 開

○議長（加藤 勲君） 再開いたします。

○79 番（小松栄治君）【登壇】 おはようございます。

私からは報告、専決処分についての質問ですけれども、2 つほどあります。

1 つ目といたしましては、第三セクターの代表取締役の任期と選任についてでございますけれども、第三セクターによって委託管理されている各施設の管理者、いわゆる取締役、代表取締役、役員の任期と選任についてであります。委託管理会社、要するに株式会社でありますけれども、株主会において株主たちが役員等を決定することありますが、現在、3 月 22 日より大仙市になっており、役員等についてはどうなっておられるのか。

また、旧市町村長よりこれらの施設の大株主が大仙市長に現在代わっておるが、施設、いわゆる第三セクターの今後の代表取締役の選任については行われ、任期はどうなっておられるのか伺いたします。

2 つ目といたしましては、市直営施設の現在の管理者は誰でしょうか。

また、併せまして、新市長はいつから管理者となり、どのような手続きが必要なのか伺いたします。

以上 2 つです。よろしくお願いします。

○議長（加藤 勲君） ただいまの質問に対し、今野市長職務執行者からご説明願います。

○市長職務執行者（今野正彬君）【登壇】 おはようございます。

ただいま小松栄治議員からのご質問につきまして、お答え申し上げます。

質問の第 1 点は、第三セクターについてでございます。

初めに、第三セクターの代表取締役の任期と選任についてでございますが、現在、大仙市の第三セクターで旧市町村長が代表取締役社長に就任している会社は、株式会社神岡ふるさと振興公社、西仙北温泉インター株式会社、株式会社協和リゾート管理公社など、この取扱いにつきましては、過日の市町村長会議の中に十二分に検討し、話し合われてきたものでございます。その結果、それぞれの会社が大仙市といたしましてスタートした場合におきまして、これまでどおりスムーズな経営管理と業務運営が求められることから、原則旧市町村長がそれぞれの残任期間を責任を持って業務にあたることといたしておるところでございますし、また、任期が切れ、新たな任期を迎える場合におきましては、新しい大仙市長と協議の上、決定することが申し合わせされているところで

ございますが、今ご質問ございましたとおり、新市長が誕生されました時点で速やかにひとつの協議をしていただくよう我々も努力してまいりたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思っているところでございます。

また、次の市営の直営の関係の施設の施設管理についてでございますが、新市長が誕生されるまでの間は、不肖私、大仙市長職務執行者が管理者となっておるところでございます。これは議員ご承知のとおり、合併協定書の財産の取扱いにつきまして、8市町村の所有する財産については、権利及び義務を含めすべて新市に引き継ぐことにしているものでございますので、いろいろな形あるかと思いますが、ひとつご了解を賜りたいと、こう思っておると同時に、また、新市長誕生と同時に管理者は特別な手続きなく新市長に移行することとなっておりますので、ご理解のほどを賜りたいと思っておるところでございます。

○議長（加藤 勲君） 79番、再質問ありませんか。79番小松栄治君。

○79番（小松栄治君） ただいまの職務代理者からご答弁がありましたけれども、速やかに新しい市長が決まりますと、協議して行うということになります。それで結構でございますけれども、最初の質問と重複するかもしれませんが、どうかひとつよろしくをお願いします。

箇条書きで質問いたします。

1つ目といたしまして、3月21日まで第三セクターの代表取締役であった旧市町村長方は、現在どのような立場になっておられるのか。

2つ目といたしまして、第三セクターの大株主であります旧市町村長たちが3月21日で失職いたしました。現在は市が第三セクターの大株主であり、また、旧市町村長の個人個人は株は取得されておらず、個人でございます。よって、第三セクターを管理するにあたり、管理者の権限はないものと思われそうですが、いかがでしょうか。

3つ目といたしまして、現在または新市長が決定され、市長が大株主の立場から株主会の開催をしなければならないが、いつ会を開き、また、法的にはいつ開催しなければならないか法的にはなっておると思いますが、どうでしょうか。

また、経営上、個人であるいわゆる旧町長でございますが、者が、しかも株も取得しない者が、現在も、これからも経営に携わっていくことは、権限と責任の上で大変危険であり、早急に株主会を開催し、管理者、いわゆる代表者、取締役、その他の役員でございますが、を決定し、第三セクターの経営に対して健全に機能し、運営していかなければ

ればならないと思われませんが、いかがでしょうか。

4つ目といたしまして、市は第三セクターとの管理受託といたしまして契約しておるわけですが、その中で、例えば管理運営委託契約書を締結するものとなっておりませんが、市は現在どのようにその辺りは、契約はどのようになっておられるのか。

以上、4つの点でございますが、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（加藤 勲君） 今野市長職務執行者。

○市長職務執行者（今野正彬君） それでは、内容につきましては、企画部長の方から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○企画部長（佐々木正広君） それでは先ほどの質問でございますが、現在の旧市町村長方の立場ということでございますが、当然、役員という形で残っているということでございます。先ほど職務執行者が申されましたとおり、協定書の中で、出資金はそのまま引き継ぎますし、運営については現行のとおりということの協定書に基づいたものでございますし、また、首長方の申し合わせにおいてもそういう形になっているということでございます。

また、管理者の権限がないのではということでございますが、こちらの方は株主会で認められた役員でございますので、管理者としての権限はそのままあるものと思ってございます。

それから、株主会はいつ頃このあと開催されるのかということでございますが、例えば西仙北のインター株式会社であれば、3月末が決算期なようでございます。そのあと3カ月以内に株主会が開かれるということでございますので、遅くとも6月前までは株主会が開かれるということになろうかと思えます。

また、株主会の中で先ほど任期の話がありましたが、任期があればその中で役員が選出されると、そういう形になるのではないかと思います。

あとは、管理委託の部分については、現在のところは協定書に基づきまして、そのまま協定された契約のものが続いているというような認識をしてございます。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） はい、79番。

○79番（小松栄治君） どうか今後は、新しい市長が決まり次第、速やかに協議をして、そして株主会を開いて決定するという事になっていきますので、どうかひとつくらいで

も早く、いろいろな権限がその方にありますので、いろいろなことがありますと市の方にも影響がございますので、どうかひとつその点を考慮しながら決定くださるようお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） これにて79番小松栄治君の質疑を終了いたします。

次に127番鈴木隆太郎君。

○127番（鈴木隆太郎君）【登壇】 私の方からは、今回の合併に関しての議員報酬の公平性についてということでご質問いたします。

対等合併の名のもとに一緒に新市をつくりあげた経緯からいたしまして、住民の代表である議員の報酬が在任特例の期間に限ってのことであっても同じではないということは、議員活動をする上において、この上なく不平等であると言わざるを得ません。よって私は、議員の身分は報酬も含めて等しく対等であるべきと考えます。上位法であるべく自治法に則り、大仙市条例集の制定を担当された方々には大変なご苦勞であったと思われませんが、ここに敬意を表したい。されど行政のチェック機能を果たすのが議会の役割であるとの大前提に鑑み、ここに一議会人として疑問を呈させていただきます。

初めに、例規集にあります条項の削除は可能か否かを答弁を求めます。

次に、報酬に関する特例を設けるに至った経緯の説明を求めます。

第3に、大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例第6条3項が大仙市例規集に明文化され得る法的根拠があるのかどうかの説明を求めます。説明が可能であるというならば、憲法14条との適合性が得られるかどうか、併せて説明を求めます。もし説明ができないというのであれば、憲法17条との関わり合う可能性はないのか説明を求めるものであります。

以上であります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。今野市長職務執行者。

○市長職務執行者（今野正彬君）【登壇】 鈴木隆太郎議員のご質問に、お答え申し上げます。

ご承知のとおり大仙市市議会議員の在任期間中の報酬につきましては、平成16年2月9日の第2回臨時協議会におきまして、設置選挙が在任特例が決定した上で各市町村の意見を集約いたしまして協議会で決定することが確認されたところでございます。これを受けまして平成16年3月30日の第12回協議会に各市町村の意見が報告されましたが、報酬は現行どおりとする意見と統一すべきという意見がありましたが、市町村

長会から在任特例が旧市町村議会議員の身分を暫定的にそのまま新市に引き継ぐことであるとの観点から、報酬額は現行どおりとする。ただし、議長及び副議長につきましては、議員との均衡に配慮いたしまして、それぞれ最高額を支給している市町村の額とするとの案が提案され、採決の結果、委員４８名中３２名の賛成を得まして提案どおり決定されたものでございます。この結果、平成１６年７月２８日の合併協定で調印され、これに基づきまして大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例を平成１７年３月２２日付けで専決処分させていただいたところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） １２７番、再質問ありませんか。はい、１２７番鈴木君。

○１２７番（鈴木隆太郎君） 私は今、３点説明を求めました。報酬に関する特例を設けるに至った経緯の説明は今の説明でわかりました。

初めに私が答弁を求めたことは、条項の削除は可能か否かということであります。

第３点に求めた大仙市議会の報酬、費用弁償等に関する条例第６条第３項が大仙市例規集に明文化され得る法的根拠があるかどうかを私は求めたわけでして、質問に対して答弁をお願いいたします。

○議長（加藤 勲君） 今野市長職務執行者。

○市長職務執行者（今野正彬君） 恐縮でございますが、前にいろいろな経緯から携わってきております総務部の庶務課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） 庶務課長。

○総務部庶務課長（元吉峯夫君） 私の方からご答弁させていただきます。

１点目の条例の削減は可能かということのご質問でございますけれども、先ほど職務執行者からご説明のありましたように、合併協議を踏まえまして３月２２日時点で条例を専決処分させていただきました。当然この条項を直すということになりますと、再度議会に提案をいたしまして議決を経て改正をするという手続きということでございますので、そういうことになります。

それから、もう一点でございますが、憲法１７条の関係がちょっと出ましたけれども、今回の議員の報酬、費用弁償につきましては、地方自治法の規定に基づきまして規定しておるものでございます。今、鈴木議員がおっしゃいました憲法１７条でございますけれども、条文をちょっと朗読させていただきます。「何人も公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところによる国または公共団体にその賠償を求めるこ

とができる。」これは国家賠償法の規定でございますので、今回の議員の報酬については、私今説明しましたように自治法の規定に基づきまして規定したものでございますので、この憲法の規定とは直接関係ないというふうに理解しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） はい、127番鈴木君。

○127番（鈴木隆太郎君） ただいまの説明は、最初の質問に対しての説明はわかりました。

第3番目に質問した内容についてですが、何度も言うように、要するに6条3項が存在し得る法的根拠はあるかということを私聞いているんです。今の答弁ですと、憲法の17条の条文をちょっと読んでいただきましたけれども、もう少し噛み砕いて説明いたします。大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例第6条3項ですね、ここに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の規定により云々とあります。そして、このくだりなんです。「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の規定により」要するにこの報酬に関する特例を制定したとうたっていますが、私が見ている自治法の本によりますと、市町村の合併の特例に関する法律は昭和44年3月25日に改正になっております。それ以前の昭和40年の法律をもってこの特例を制定し得る根拠がなり得るかということであります。説明をお願いいたします。

○議長（加藤 勲君） 元吉庶務課長。

○総務部庶務課長（元吉峯夫君） ご質問にお答えいたします。

今のご質問の件ですが、条項がたぶん附則の第3項のことだと思います。附則の第3項に……。

○127番（鈴木隆太郎君） たぶんではだめだ、たぶんではだめだ、はっきり言わないとだめだ。

○総務部庶務課長（元吉峯夫君） 附則の第3項でございます。その中に報酬に関する特例という規定がございまして、「第1条の規定にかかわらず、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の規定により、合併前の関係市町村」という規定点がございます。ここの点のご質問だと思いますが、この点につきましては、先ほど申しましたように報酬はあくまでも自治法の規定に基づいて規定しておるものでございます。今回、8市町村の旧報酬をそのまま引き継ぐという特例をこの附則で規定したものでございます。この条項の中に「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年）」と出て

きておりますが、これは合併前の大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町及び太田町、これを特定するために引用した条項、法文でございます。いずれも8市町村がこの当時の法律によって合併をした自治体であると、法人であるという表記をするためということでございますので、そういう規定の仕方ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 会議規則第56条の規定によりまして、同一の議題について3回を超えることができませんので、これにて127番鈴木隆太郎君の質疑を終了いたします。

次に、73番藤谷一誠君。

○73番（藤谷一誠君）【登壇】 おはようございます。73番藤谷一誠です。

私の方から、報告第1号、専決処分報告についての条例第342号案、太田国保歯科診療所長の給与の特例などについて規定しておりますが、条例となっております。そもそも当該所長の身分はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。また、一般職の職員に属している職員だとすれば、なぜ条例第54条の給与条例が組み込まれて規定されているのかご質問させていただきます。

以上です。

○議長（加藤 勲君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。今野市長職務執行者。

○市長職務執行者（今野正彬君）【登壇】 藤谷一誠議員の質問にお答え申し上げます。

太田国保歯科診療所の所長につきましては、旧太田町で一般職の職員で任用しており、合併協定に基づき、大仙市においても一般職で任用しておるところでございます。

条例第54条の一般職の給与の職員条例につきましては、一般職であります病院の医師及び太田国保診療所の医師の給与についても規定しておるところであります。合併前の歯科診療所の所長の給与が条例第342号で規定した額であり、初任給調整手当や医師の特殊勤務手当を支給しないなど、ほかの医師と比べ特殊な給与体系をとっているため、別紙条例で規定したところがございますが、なお、詳細につきましては、その当時の担当であります現在の市民生活部長に説明させますので、ご理解を賜りたいと存じておるところでございます。

○議長（加藤 勲君） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋源一君） ただいま職務執行者の方から、当時の担当ということで私の方に回ってきましたけれども、私、当時の担当ではございません。たまたまある時

期におきまして、今、何といたしますか合併前の太田町の職員の中ではこの関係につきまして長い期間、職にあったと、関係する職にあったと、そういうことでございますので、当時のやり取りの関係につきましてはわからないところが実情であります。よろしくお願いいたします。ただ、この別立ての条例になっております関係につきましては、これは合併前の太田町と個人との契約でこのようになっておるところでございます。この是非につきましては、いろいろ議論もあるかと思います。事務調整の中でもそういう関係の議論がありました。ただ、考え方としては、これは新市におきましてその体制の中で検討していただくことになろうということに記憶しております。そういう結論になったと記憶しております。

以上であります。

○議長（加藤 勲君） 73番、再質問ありませんか。はい、73番。

○73番（藤谷一誠君） 答弁していただいたわけなんですけど、旧太田町ではそれは通用したかもしれませんけれども、大仙市になってからでは、一般職員だという市長職務執行者からの答弁でございますので、この特殊な給与体系を見直す、通用しないんじゃないかなと思うわけでございます。そして先ほどの部長の方からの答弁で、個人との契約であるというような発言がなされております。そうすると、個人と契約して、何年間の契約でやっているのか、そして一般職に通用しているのかと、その辺りがちょっとあやふやな感じでございます。この最初のやつ見てみますと、太田町診療所長の給与の特例及び旅費に関する条例というふうになっています。そうすると、この特例というのはいつまで特例なのかと。半永久的に特例でいくのかと。この辺りちょっとわからないと。従来あちこちに……、大曲地区の方には大仙市立病院等もあります。その市立病院の所長の任用とは何となっているのか、その辺りもすり合わせて直していくところは直していった方がいいんじゃないかなと思うわけでございます。このただいまの太田の診療所の所長さんの給与体系というのは、一般職ですので3級というふうにこの条例の中に書いております。太田の診療所というのはいつ頃から、私も大変勉強不足で申し訳ございませんが、いつ頃からあって、そして1日の診療の患者数はどのぐらいなのか、それから年間の延べ人数どのぐらいなのか、その辺りもちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 暫時休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

.....

午前 10 時 40 分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

答弁を求めます。今野市長職務執行者。

○市長職務執行者（今野正彬君） それでは、大変関係が深い方がおりますので、太田総合支所長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） 金谷太田総合支所長。

○太田総合支所長（金谷道男君） ただいまのご質問について、ご答弁させていただきます。

太田国保歯科診療所の開設でございますが、昭和 52 年 1 月 17 日に開設いたしました。当時は非常に太田地区においては歯科医療体制が不備でございまして、地域の方々が歯の治療に非常に苦慮しているという状況でございます。そういう状況の中で、その歯科医療体制を充実するために、当時の町の重要な施策の一つとして先生を招聘し、歯科診療所を開設したところであります。

開設当時は 8,000 名ぐらいの年間の利用人員がありましたけれども、その後皆様もご承知のとおり医療の情勢というのは非常に変わっております。医療機関も増えました。それから、主たる患者でありました子供たちの数も非常に減っております。したがって、現在ではおよそ年間 5,000 人ぐらいの患者数となっております。

この状況が変わったことに対しまして町といたしましても民間委託の方法を模索したり、あるいは職員の削減、それから正職員からパート、あるいは臨時職員、そういった方向への転換を図ってきておりますけれども、なかなか経営の改善の見通しが立っていないというのが現状であります。現在の状況ですと、およそ 7,000 万前後で経営しておりますけれども、その半分ぐらいを町の一般財源からの充当をして進めなければならないというのが現状であります。私どもの町でも、これまで非常にこの対応については苦慮してまいりましたけれども、今すぐ合併時にこれを廃止云々ということにはなかなか至りませんで、今日に至ったものであります。したがって、このあと地域の医療を守り、そしてまた現在働いている方々のことも、処遇もございまして、それらも含めましてこのあと検討する時間をいただき、良い方向にもっていきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（加藤 勲君） 73 番、再々質問ありますか。はい、73 番。

○73番（藤谷一誠君） 改善の見直し等を考えていくということでございますが、7,000万のうち町から、旧太田町の場合は3,000万出していると。これを今度まるまる大仙市になって大仙市で3,000万負担していくのかと。8,000人おった、延べで8,000人だと思います。1日何人なのよというものには答弁がきていませんので、これに答弁をお願いします。大体1日の診療者は何人なのよと。年間2,000人に落ちていると。落ちているものを、だんだんだんだん落ちて、診療所を利用する方が落ちているのを今度大仙市にもってきて大仙市に面倒みてくれと、何かこう、どなたさんとどなたさんとの密約があってこれやってあるんでないかなと、そういう感じがするんですね。まずその辺り、何でもかんでも、何かこう旧に太田の診療所の件が出てきたというのは、何か私、腑に落ちなくて今日質問させていただいているわけなんです、改善等見直し、これを早急にやるということでございますが、議長の方から今のは太田の支所長さんからの答弁でございますので、担当の部長からちゃんとした答えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（加藤 勲君） 今野市長職務執行者。

○市長職務執行者（今野正彬君） 実質大変難しいような状況でございますが、新しく4月17日には新市長が誕生されます。そういう観点からいたしまして、おそらくこれは相当見直し、あるいはいろいろな是正の関係があるかと思しますので、そういった今ご質問ありましたことを含めまして引き継ぎたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） これにて73番藤谷一誠君の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） はい、127番。

○127番（鈴木隆太郎君） 先ほどの……

（マイクを通していないため録音されていないが、先の自身の質疑に対する答弁がされていない旨の発言あり）

○議長（加藤 勲君） はい、暫時休憩して、ちょっと検討いたします。

午前10時47分 休 憩

.....

午前 11 時 55 分 再 開

○議長（加藤 勲君） 再開いたします。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第 1 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって、報告第 1 号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 討論なしと認めます。

これより報告第 1 号、専決処分報告について（大仙市役所設置条例ほか 341 件の条例の制定）についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本件は、承認と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤 勲君） 起立多数であります。よって本件は、承認することに決しました。

この際、昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は 1 時から行います。

午前 11 時 57 分 休 憩

.....

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（加藤 勲君） 日程第 2、報告第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 報告第2号、平成16年度大仙市一般会計暫定予算ほか24件の暫定予算について、ご説明申し上げます。

今回の暫定予算は、地方自治法施行令第2条の規定に基づき編成したものであり、平成17年3月22日から平成17年3月31日までの10日間の予算であります。

一般会計の予算額は、歳入歳出それぞれ132億1,625万7千円となっており、特別会計及び企業会計の予算額は議案記載のとおりであり、全会計の予算総額は、歳出ベースで233億4,500万9千円となっているものであります。

旧8市町村が平成17年3月21日で消滅し、打ち切り決算となったことから、3月21日までに収入・支出ができなかったものがあり、未収入・未払いとなっておりますので、これらを暫定予算に計上したものであります。

また、旧8市町村がそれぞれ行っている事業や債務について、これを継承することから、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債について大仙市として新たに設定するものであります。

なお、平成17年3月22日から予算を執行する必要があったことから、地方自治法第179条の規定により専決処分をしたものであります。

以上、暫定予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許します。79番小松栄治君。はい、79番。

○79番（小松栄治君）【登壇】 私からは1点だけ質問いたします。

平成16年度の大仙市の暫定予算は132億1,625万7千円、それぞれ歳入歳出であります。平成17年3月22日から3月31日までの旧市町村ごとの暫定予算はどのくらいなのか。また、旧市町村ごとの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの決算額と暫定予算と合わせた額はどのくらいになるものかお伺いいたします。併せて、各特別会計についても同じでございますので、よろしくお知らせくださるようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。今野市長職務執行者。

○市長職務執行者（今野正彬君）【登壇】 ただいま小松栄治議員の質問にお答え申し上げ

げます。

先ほど別紙を配布しておるところでございますので、小松議員は十二分に熟知しておるものと考えているところでございます。

平成１６年度一般会計暫定予算の編成における基本的な考え方についてでございますが、部長が提案理由でもご説明申し上げておるところでございますが、旧８市町村が平成１７年３月２１日で消滅、打ち切り決算となったことから、３月２１日までに収入あるいは支出ができなかったものもあり、なおかつ未収入・未払いとなっておりますので、旧８市町村の補正後の最終予算額の未執行額をもって編成したものでありますので、ご理解を賜りたいと存じております。

なお、詳細につきましては総務部長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 平成１６年度の暫定予算の編成における基本的な考え方については、ただいま今野市長職務執行者が申し上げましたとおりでございます。未収入・未払いとなっております旧８市町村の補正後の執行額をもって編成したものでございます。

３月２１日時点での旧８市町村の予算額の合計は５４３億９，１００万円で、執行済額はそのうち４５５億３，４００万円となっております。未執行額は８８億５，７００万円であります。これに旧８市町村が支払いの資金繰りの関係で３月２１日までに借入れした額が４６億円となっております。未執行額にこの借入返済金を加算した額が約１３４億円で、暫定予算の１３２億円とほぼ同額となっております。

なお、３月２１日までの旧市町村分の執行額と、それから１０日間の暫定予算額を合わせますと、総額では５８７億４，０００万円となるものであります。

また、未執行額、いわゆる暫定の旧８市町村の内訳でございますが、その内訳は、旧大曲市が２７億１，６００万円、旧神岡町が５億１，３００万円、旧西仙北町が８億３，７００万円、旧中仙町が１１億４，２００万円、旧協和町が１１億８，５００万円、旧南外村が６億１００万円、旧仙北町が８億６，５００万円、それから旧太田町が９億９，８００万円となっているものであります。

次に、企業会計を除く特別会計の合計額では、旧８市町村の補正後の最終予算額は３２４億５，２００万円で、このうち支出済額は２７２億３，５００万円となっております。

未執行額は５２億１，７００万円であります。これに旧８市町村が支払いの資金繰りの関係で３月２１日までに借り入れした５１億２，２００万円を加算しますと、１０３億３，９００万円となるものでございます。

また、それぞれの特別会計の旧市町村ごとの内訳でございますが、暫定予算の内訳でございますが、旧大曲市が１９億４００万円、旧神岡町が３億４００万円、旧西仙北町が８億１，６００万円、旧中仙町が５億４，９００万円、旧協和町が６億７，４００万円、旧南外村が１億６，７００万円、旧仙北町が４億３，９００万円、旧太田町が３億６，５００万円となっております。

なお、３月２１日までの執行分と暫定予算を合わせました特別会計の総額は３７２億９，１００万円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） ７９番、再質問ございませんか。

○７９番（小松栄治君） ありません。

○議長（加藤 勲君） これにて７９番小松栄治君の質疑を終了いたします。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第２号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって、報告第２号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 討論なしと認めます。

これより報告第２号、専決処分報告について（平成１６年度大仙市一般会計暫定予算ほか２４件の暫定予算）について採決いたします。

この採決は起立によって行います。本件は、承認と決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤 勲君） 起立多数であります。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（加藤 勲君） 日程第３、報告第３号から日程第１５、報告第１５号までの１３件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 初めに、報告第３号の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

本件は、大仙市の公平委員会の事務を引き続き秋田県に委託することについて、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第４号の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

本件は、中仙地域の一般廃棄物の処理について、合併協定に基づき、当分の間、角館町外二か町村公衆衛生施設組合に委託するため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第５号の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

本件は、大曲仙北広域市町村圏組合が組合火葬場の使用許可及び使用料の徴収に関する事務を引き続き大仙市に委託することについて、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第６号の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

本件は、農業者等が農業近代化資金等の融資を受ける際に債務保証業務を行っている秋田県農業信用基金協会の会員に引き続きなることについて、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第７号の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

本件は、合併協定に基づき、大仙市の指定金融機関として株式会社秋田銀行を指定することについて、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、

同条第3項の規定により、これを議会に報告するものであります。

次に、報告第8号の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

本件は、合併協定に基づき、大曲地域の一部、協和地域、太田地域及び南外地域の町及び字の名称を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告するものであります。

次に、報告第9号から報告第14号までの6件の専決処分報告につきましては、それぞれ関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本6件につきましては、合併前市町村において、それぞれ実施していた保育所児童の広域入所を合併後も引き続き実施するための地方自治法第244条の3第2項の規定に基づく協議について、報告記載のとおり同法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第15号の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

本件は、大仙市の簡易水道事業の推進を図るため、平成16年度大仙市一般会計から平成16年度大仙市簡易水道事業に4,983万8千円以内を繰り入れることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上、報告第3号から報告第15号までの13件の専決処分報告についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号から報告第15号までの13件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号から報告第15号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 討論なしと認めます。

これより報告第3号から報告第15号までの13件を一括採決いたします。本13件は、承認することに決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本13件は、承認することに決しました。

○議長（加藤 勲君） 日程第16、議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 議案第5号、平成17年度大仙市一般会計暫定予算について、ご説明申し上げます。

今回の暫定予算は、地方自治法施行令第2条の規定に基づき編成したものであり、平成17年4月1日から平成17年6月30日までの3カ月間の予算であります。

一般会計の予算額は、歳入21億2,570万円、歳出147億4,919万8千円となっております。基本的には、平成17年度予算原案に基づいて3カ月間に執行する経費につきまして予算を計上したものであります。

歳入は、6月30日までに納入される市税のみを計上しており、国庫支出金、県支出金、市債等の特定財源については計上いたしておりません。

歳出は、事務的経費につきましては6月30日までに支払い義務のある経費について計上しております。

また、各施設の維持管理費や電算機器の賃借料など契約を伴うものは、1年間を通した予算を計上いたしてしております。

普通建設事業費につきましても事業計画により、概ね6月から7月頃までに事業を実施、または完了を予定しているものにつきましては予算を計上いたしてしております。

このほか継続費、債務負担行為、繰越明許費については、1年間を通した予算を計上いたしてしております。

このため、収支の均衡が図られず、歳出超過の予算となっておりますが、暫定予算は本予算が成立するまでのつなぎ予算の意味合いがあり、最終的には本予算に吸収されるものでありますので、ご理解をお願いいたします。

以上、一般会計暫定予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第５号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって、議案第５号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第５号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤 勲君） 日程第１７、議案第６号から日程第３１、議案第２０号までの１５件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 【登壇】 議案第６号、平成１７年度大仙市国民健康保険事業特別会計暫定予算から議案第２０号、平成１７年度大仙市スキー場事業特別会計暫定予算までの１５件の暫定予算について、ご説明申し上げます。

今回の暫定予算は、地方自治法施行令第２条の規定に基づき編成したものであり、平成１７年４月１日から平成１７年６月３０日までの３カ月間の予算であります。基本的には平成１７年度予算原案に基づいて３カ月間に執行する経費につきまして予算を計上したものであります。

それでは、各特別会計について順にご説明申し上げます。

初めに、議案第6号、平成17年度大仙市国民健康保険事業特別会計暫定予算は、事業勘定が歳入8億4,618万6千円、歳出22億1,282万円。診療所勘定が、歳入3,639万7千円、歳出5,457万1千円。歯科診療所勘定が、歳入755万8千円、歳出3,746万6千円となっております。

歳入は、事業勘定が国民健康保険税を、診療所勘定と歯科診療所勘定が診療収入を計上しております。

また、歳出は、これまでの実績に基づきまして診療所の維持管理経費で契約を伴うものは1年間を通した予算を、それ以外の経費については3カ月間に執行する経費などを計上いたしております。

次に、議案第7号、平成17年度大仙市老人保健特別会計暫定予算は、歳入14億2,525万9千円、歳出24億9,270万3千円となっております。

歳入は、支払基金交付金を計上しております。

歳出は、これまでの実績に基づきまして3カ月間に執行する医療給付費などを計上しております。

次に、議案第8号、平成17年度大仙市土地区画整理事業特別会計暫定予算は、歳入1千円、歳出5,457万6千円となっております。

歳入は、存置として1千円の計上であります。

歳出は、土地区画整理事業費として3カ月間に執行する経費を計上しております。

次に、議案第9号、平成17年度大仙市学校給食事業特別会計暫定予算は、歳入9,472万1千円、歳出5億3,265万8千円となっております。

歳入は、給食費納付金を計上しております。

歳出は、給食事業費として3カ月間に執行する経費や施設整備事業費として学校給食センター建設事業費を計上しております。

次に、議案第10号、平成17年度大仙市奨学資金特別会計暫定予算は、歳入1千円、歳出2,849万2千円となっております。

歳入は、存置として1千円の計上であります。

歳出は、奨学資金貸付金として3カ月間に執行する経費を計上しております。

次に、議案第11号、平成17年度大仙市宅地造成事業特別会計暫定予算は、歳入1千円、歳出645万円となっております。

歳入は、存置として１千円の計上であります。

歳出は、宅地造成事業費として３カ月間に執行する経費を計上しております。

次に、議案第１２号、平成１７年度大仙市簡易水道事業特別会計暫定予算は、歳入９，６３５万３千円、歳出６億６，４８３万２千円となっております。

歳入は、簡易水道使用料を計上しております。

歳出は、簡易水道事業費として３カ月間に執行する経費や施設の維持管理経費などを計上しております。

次に、議案第１３号、平成１７年度大仙市公共下水道事業特別会計暫定予算は、歳入６，０２７万４千円、歳出６億９６７万５千円となっております。

歳入は、下水道使用料を計上しております。

歳出は、下水道事業費として３カ月間に執行する経費や施設の維持管理経費などを計上しております。

次に、議案第１４号、平成１７年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算は、歳入７６９万４千円、歳出２，５３４万２千円となっております。

歳入は、下水道使用料を計上しております。

歳出は、特定環境保全公共下水道事業費として３カ月間に執行する経費や施設の維持管理経費などを計上しております。

次に、議案第１５号、平成１７年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計暫定予算は、歳入２７０万４千円、歳出３，５９６万円となっております。

歳入は、浄化槽使用料を計上しております。

歳出は、浄化槽整備事業費として３カ月間に執行する経費や施設の維持管理経費などを計上しております。

次に、議案第１６号、平成１７年度大仙市農業集落排水事業特別会計暫定予算は、歳入２，５０１万８千円、歳出２０億５，８２４万円となっております。

歳入は、農業集落排水使用料を計上しております。

歳出は、農業集落排水事業費として３カ月間に執行する経費、これには工事請負費の発注も含んでおりますが、経費や施設の維持管理経費などを計上しております。

次に、議案第１７号、平成１７年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計暫定予算は、歳入２億５，０６１万４千円、歳出４億６７７万５千円となっております。

歳入は、介護にかかわるサービス収入を計上しております。

歳出は、居宅サービス事業費や施設介護サービス事業費として3カ月間に執行する経費や施設の維持管理経費などを計上いたしております。

次に、議案第18号、平成17年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計暫定予算は、歳入1億7,803万4千円、歳出2億6,227万4千円となっております。

歳入は、介護にかかわるサービス収入を計上しております。

歳出は、施設介護サービス事業費として3カ月間に執行する経費や施設の維持管理経費などを計上しております。

次に、議案第19号、平成17年度大仙市老人デイサービス事業特別会計暫定予算は、歳入3,276万4千円、歳出8,421万円となっております。

歳入は、介護にかかわるサービス収入を計上しております。

歳出は、居宅サービス事業費として3カ月間に執行する経費や施設の維持管理経費などを計上いたしております。

次に、議案第20号、平成17年度大仙市スキー場事業特別会計暫定予算は、歳入1千円、歳出2,614万6千円となっております。

歳入は、存置として1千円の計上であります。

歳出は、スキー場費として3カ月間に執行する経費や施設の維持管理経費などを計上しております。

ただいま申し上げました各特別会計の暫定予算は、収支の均衡が図られず、歳出超過の予算となっておりますが、暫定予算はあくまでも本予算が成立するためのつなぎ予算の意味合いがあり、最終的には本予算に吸収されるものでありますので、ご理解をお願いいたします。

以上、特別会計の暫定予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。2番佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 議案第6号の平成17年度大仙市国民健康保険事業特別会計暫定予算についてお尋ねいたします。

6月までの3カ月予算とはいいますが、6月議会となりますと、この国民健康

保険税の税率決定がされる月でもございます。そういう意味から、この機会をぜひとも私どもの考えを述べさせていただいて、当局の国保税率に関する基本的な考えをお尋ねしたく登壇させていただきました。

国保には大仙市民の4割を超える方々が加入しており、年々その加入率が高まっております。もとより国保税は税金の中でも最も負担感が強いというところでありますけれども、高齢化が進み、深刻な経済社会事情を背景に、一層の重税感を醸し出しているわけでございます。

私たち日本共産党は、これまでもそれぞれの町で黒字財源を活用した税率引き下げや実効ある減免制度の確立を求めてきたところであります。実際、旧8市町村の国保税は税率や1人当たりの税額は大変まちまちでございます。医療分では最高が6万1,454円から、最低が4万2,268円、介護分では最高が1万8,073円から最低8,831円と、いずれも大きな開きがございます。したがって、合併して大仙市の新しい国保税はどのようになるのか、最も市民の関心と心配が寄せられているところでもあります。合併して良かったと思えるのかどうか、その重要な判断材料の一つでもあらうと思います。極力住民の負担を増やさないように、合併の前提でもあるサービスは高い方に、負担は低い方にという理念に少しでも近づけるべく調整を強く願っているところでもございます。

質問ですが、このように旧市町村によって格差の大きい国保税率、税額を、どのような考えを持って調整、設定されようとしておられるのか、その基本的な立場をお聞かせ願いたいと思います。

また、もう既に2カ月後にはこの税率の算定が行われようとしておりますので、当局では試算もされているのではないかというふうに思いますので、その点わかる限りでぜひともお知らせいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。今野市長職務執行者。

○市長職務執行者（今野正彬君） 【登壇】 佐藤文子議員のご質問に対して申し上げます。

新市の国保税の税率、あるいは税額決定の基本的な考え方についてであります。合併協議会におきまして算定方式を所得割、均等割、平等割の3つの方式といたしまして均一課税とすることに決定しておるところでございます。

また、税率につきましては、新市において決定することとし、さらに財政調整基金は、

被保険者1人当たり1万5千円を下限として持ち寄ることなどが決められておるところでもございます。

こうした中におきまして大仙市の国保税の税率につきましては、被保険者の平成16年度中の所得や繰越金が確定する、先ほど質問にもありましたが6月に向けまして鋭意協議することになっておるところでございます。

いずれにいたしましても合併構成市町村における医療費給付の状況を初め、特に少子・高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の高度化など、今後の医療費の動向を見定めながら国保財政の安定化に十二分に配慮し、慎重に決定しなければならないと考えております。

なお、ご質問の趣旨を十二分に考慮いたしまして、何回も恐縮でございますが、いろいろな形から引き継いでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じております。

なお、質問の前段の中で実効ある減免制度と申されましたが、これにつきましては、ご承知のとおり国民健康保険税減免取扱要綱を定めておりますし、今ご指摘されましたことを十二分に今後検討、あるいは協議されまして、市民が概ね納得いけるような方法について引き継いでまいる所存でございますので、そこら辺りも十二分にご理解願えれば大変ありがたいと思っております。

○議長（加藤 勲君） 2番、再質問ありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 国保税、大変格差がある国保税について、高いところと低いところ、どの辺に調整を合わせていくのかという基本的な立場をお尋ねしたところなんですが、はぐらかされたような感じもいたしますけれども、いずれ答弁の中で、議員ご指摘の考え方を十分に配慮するというふうなご答弁もありましたので、改めてここで、極力住民の負担を増やさないようにするということと合併の前提でもありますこのサービスは高く、また負担は低くという、その理念に近づけてほしいと願っているという、この私どもの指摘を十分配慮するというふうに私、答弁で受け止められたのではというふうに思いましたので、その辺をもう一度確認させていただくということでのご答弁を求めます。

○議長（加藤 勲君） 今野市長職務執行者。

○市長職務執行者（今野正彬君） ご案内のとおり大変8市町村の格差あるということはお承知だと思いますが、今申されましたことにつきましては、16年度分のひとつの課

税客体がまだ現在できておりませんので、そこら辺りを十分ご理解賜りたいと。

なお、引き継ぎは……わけですが、頑張るだけ頑張ってまいりたいと、こう思っています。

○議長（加藤 勲君） 2 番、再々質問ございますか。

○2 番（佐藤文子君） ありません。

○議長（加藤 勲君） これにて2 番佐藤文子君の質疑を終了いたします。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6 号から議案第20 号までの15 件については、会議規則第37 条第2 項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6 号から議案第20 号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第6 号、平成17 年度大仙市国民健康保険事業特別会計暫定予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤 勲君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第7 号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されま

した。

次に、議題となっております案件中、議案第 8 号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第 9 号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第 10 号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第 11 号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第 12 号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第 13 号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されま

した。

次に、議題となっております案件中、議案第14号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第15号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第16号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第17号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第18号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第19号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されま

した。

次に、議題となっております案件中、議案第20号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 勲君) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(加藤 勲君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日、臨時会第3日を定刻に開議いたします。

散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 1時48分 散 会

